

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 11 日付けで実施機関に対し、「毎年度、県が県内市町村から報告を受けている地方公務員健康状況等の現況に関する書類（過去 10 年分。県も含む。）」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「平成 25 年度から平成 30 年度の地方公務員健康状況等調査」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第 7 条第 7 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 31 年 3 月 20 日付け企市第 1885 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 31 年 3 月 26 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和元年 8 月 29 日付け沖縄県諮問企第 2 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

非公開とされた部分が公開されるべきこと。

2 審査請求の理由

文書の公開の可否の判断は、文書の性質によるべきである。同様の事項を含んだ沖縄県の文書が公開されているところ、他の地方公共団体の分については非公開とすることには納得がいかない。他の地方公共団体への配慮をする場合でも、「非公開とする」実質的な根拠が必要である。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

審査請求に対する実施機関の弁明は、概ね次のとおりである。

1 不開示とした部分を開示した場合の影響

(1) 特定の個人の健康情報等が保護されないおそれがあること

当該調査では、長期病休者の疾病ごとの職員数、死亡者の死因ごとの職員数が記載されている。調査対象の市町村や職員数が明らかになると、他の情報と照合することにより、特に小規模の町村では、ある職員がどのような病気に罹患したのか（精神疾患か身体的な疾患か）、死因は何か（病死か自殺か）といった特定の情報が識別され得るおそれがあり、特定の個人の健康情報等が保護されないおそれがある。また、当該職員の家族や遺族のプライバシーを侵害するおそれもある。

(2) 調査対象市町村からの協力が得られなくなるおそれがあること

調査対象に選定した市町村から各調査項目において適切な回答を得て協会に提出することが県市町村課の主たる役割であり、そのためには、調査対象とする各市町村との協力関係の構築が不可欠である。

仮に、各市町村の個別の調査票が全部開示されることとなれば、調査対象となる市町村から、その後の当該調査への協力が得られなくなるおそれがあり、調査対象の選定や調査票の取りまとめといった各種業務を適切に遂行できなくなるなど、県市町村課における業務に支障を来すおそれがある。

なお、条例第16条において規定されている第三者に対する意見書提出の機会の付与については、地方公共団体は「第三者」から外れているところであるが、各市町村との協力関係を構築した上で業務を遂行する必要性

に鑑み、本県が不開示と判断した部分を開示してもよいかどうかの意見照会を調査対象市町村に行ったところ、開示してもよいとする市町村はなかった。さらに、調査の実施主体である協会からも、個別団体名は公表しないことを前提に調査への協力がなされていることから、団体名の公表は控えてほしいとの意向が示されているところである。

(3) まとめ

上記のような状況を勘案すれば、条例第7条第7号を根拠とし、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした本県の判断は、妥当なものである。

2 沖縄県が作成した調査票が開示されたこととの関係について

沖縄県が作成した調査票と、沖縄県が保管する市町村の調査票とでは、開示を行えるかどうかを判断するにあたり、大きく異なる点が2点ある。

1点目は、沖縄県と各市町村とでは、職員数の規模が異なるため、調査票を全部開示とした場合に特定の個人情報保護されない蓋然性が異なることである。沖縄県が作成した調査票については、職員数の規模が大きく職員個人の健康情報等が特定されるおそれはないことから、条例第7条に定める不開示情報にあたらないとしてその全部が開示されたところである。一方、沖縄県が保管する市町村分の調査票については、全部開示とした場合、上記で示したとおり、特に小規模の町村について、特定の個人の健康情報等が保護されないおそれや、当該職員の家族や遺族のプライバシーを侵害するおそれが生じるものである。

2点目は、調査票を自ら作成する立場と、市町村の調査票の取りまとめを担っている立場とでは、それぞれの業務における立場が異なることである。

公務員の健康情報というデリケートな情報を開示するかどうか、どの部分を開示するかについては、調査票を作成する立場であれば個別の判断が可能である一方、上記の部分の公表を拒んでいる市町村がある中で取りまとめを担当している立場においては、このような情報を全部開示することは信義則に反し適切でない。

仮に、上記1(1)で掲げた理由が、市町村分の情報を開示しない理由として成り立たない(特定の個人の健康情報等が保護されないおそれがない)という場合であっても、上記1(2)で示したとおり、調査対象市町村からの協力が得られなくなるおそれは引き続き残るものである。団体名等は開示されないものと調査対象市町村が認識して調査に協力し、なおかつ調査後に

においても、開示してもよいとする市町村がないにもかかわらず、本県が個別の調査票を全部開示とするならば、当該調査に対する本県と当該市町村との協力関係を毀損することとなるものであり、市町村の調査票の取りまとめを担う本県の立場も失われるものである。

沖縄県の調査票が全部開示決定されたことをもって、沖縄県が有する各市町村分の調査票も全部開示が相当ということにはならない。

第5 審査会の判断理由

1 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については不開示とする旨規定している。

ここで言う「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれており、また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要とされ、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が必要とされる。

2 本件公文書について

審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書は、平成25年度から平成30年度までの地方公務員健康状況等調査において、実施機関が任意で選定した5団体の回答であり、そのうち実施機関は「団体名」、「対象部局の総職員数（年齢別を含む）」、「長期病休者数の内訳」及び「死亡状況に関する調査に係る職員数の内訳」に係る情報が、条例第7条第7号該当として部分開示決定を行っている。

3 条例第7条第7号該当性

まず、本件公文書のうち「団体名」について、当該調査は団体名を公表しないことを前提に実施されており、調査報告書において団体ごとの数値を掲載する場合は、団体名は伏せて公表されている。もし、調査票に記載された団体名が公表された場合、各団体の調査協力が得られなくなり、今後の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められることから、当該団

体名は条例第7条第7号で定める事務又は事業に関する情報として、不開示が妥当である。

「対象部局の総職員数（年齢別を含む）」については、各市町村のホームページ等で総職員数を検索することで、当該調査を回答した団体名を特定される可能性があることから、団体名と同様に同条第7号該当として不開示が妥当である。

「長期病休者数の内訳」及び「死亡状況に関する調査に係る職員数の内訳」については、特に小規模の町村では、他の情報と照合することにより、一職員に係る疾病の種類や死因などの情報が識別されうるとともに、特定の個人の健康情報等が保護されないおそれがあるほか、当該職員の家族や遺族のプライバシーを侵害するおそれがあることが認められる。当該不開示部分については条例第7条第7号に該当するのみならず、個人に関する情報として同条第2号にも該当するため、不開示とすべきであると考えられる。よって実施機関が不開示と判断したことは妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

付言

実施機関が部分開示を行った公文書において、各団体の「総職員数」に係る情報が開示されているが、当該情報は本来、条例第7条第7号該当として不開示とすべきであった。実施機関は今後、開示決定を行うに当たっては、公文書の各情報に係る開示、不開示の審査を慎重に行う必要がある。

また、審査請求人は、審査請求書において、公文書の閲覧時の写真撮影の許可を求めたところ、撮影を拒否されたことに対して善処を求めているが、平成17年4月28日総務省通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（中略）の趣旨の徹底等について」においては、閲覧者による撮影を原則として容認していること、また他県においても撮影を許可している状況をも踏まえ、今後、運用の見直しが図られることが望ましい。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年8月29日	諮問書受理
令和元年9月3日	審議（第307回）
令和元年10月9日	審議（第308回）